

付 議 第 8 号

高知県部設置条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和4年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



3 高政企第 260 号
令和 4 年 2 月 4 日



高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 4 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 4 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
- 5 (新)安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 6 令和 4 年度高知県一般会計予算 (所管分)
- 7 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 8 令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (所管分)
- 9 令和 3 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県部設置条例の一部を改正する条例議案

高知県部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県部設置条例の一部を改正する条例

高知県部設置条例（昭和31年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則第1号ク中「統計」を削り、本則第5号に次のように加える。

カ 文化財の保護に関する事項

本則第6号に次のように加える。

ウ 統計に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（高知県文化財保護条例の一部改正）

- 2 高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

第2条中「この条例で」を「この条例において」に改め、同条第1号中「以下」を「第4条において」に改め、同条第4号中「貝づか」を「貝塚」に、「以下」を「第30条第1項において」に改める。

第3条の見出し中「財産権等」を「所有権等」に改め、同条中「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第4条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「高知県文化財保護審議会」を「第43条の規定により設置された高知県文化財保護審議会」に改め、同条第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第5条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第5項中「第2項の規定において」を「第2項において」に、「、又は」を「又は」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条中「これに基づく高知県教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び教育委員会」を「この条例に基づく規則及び知事」に改める。

第6条の2第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第6項中「第6条」を「前条」に改める。

第6条の3第1項中「理由」を「事由」に、「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「前条第3項及び第4条第5項」を「第4条第5項及び前条第3項」に改める。

第7条の見出し中「変更」を「変更の届出」に改め、同条中「教育委員会」を「知事」に改め、同条ただし書中「委員会規則の」を「規則で」に改める。

第8条の見出しを「（所有者等の変更の届出）」に改め、同条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条の見出しを「（滅失、損傷等の届出）」に改め、同条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第10条第2項中「前項の」を「前項の規定に基づき」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「第1項の」を「第1項の規定に基づき」に改める。

第11条中「規定による」を「規定に基づき」に、「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第1号中「この条例又は委員会規則」を「この条例又はこの条例に基づく規則の規定」に改め、同条第3号中「前条第2項の」を「前条第2項の規定に基づく」に、「同条第3項の」を「同条第3項の規定に基づく」に改める。

第12条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「修理」を「その修理」に改め、同条第4項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第13条第1項中「この条において「修理等」を「以下この条において「修理等」に、「規定により」を「規定に基づき」に、「この条において「所有者等」を「第3項において「所有者等」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「満たない部分の」を「満たない部分が」に改め、同条第3項中「責に」を「責めに」に、「理由」を「事由」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「その許可」を「当該許可」に改め、同条第4項中「前項の」を「前項の規定に基づく」に、「教育委員会は、許可」を「知事は、当該許可」に、「又は許可」を「又は当該許可」に改め、同条第5項中「第1項の」を「第1項の規定による」に、「第3項の」を「第3項の規定に基づき」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同項ただし書中「規定による」を「規定に基づき」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「と助言」を「及び助言」に改める。

第16条第1項中「教育委員会は」を「知事は」に、「6箇月」を「6月」に、「教育委員会の」を「知事が」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「3箇

月」を「3月」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「知事」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第6項ただし書中「責に」を「責めに」に、「理由」を「事由」に改める。

第18条中「教育委員会」を「知事」に、「報告を」を「報告を」に改める。

第19条第1項中「この条例」を「この条例の規定」に改める。

第20条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「追加認定する」を「追加して認定する」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「知事」に、「高知県文化財保護審議会」を「第43条の規定により設置された高知県文化財保護審議会」に改める。

第21条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改め、同条第6項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第7項中「、又は」を「又は」に、「すべてが」を「全てが」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第22条の見出し中「氏名変更等」を「氏名変更等の届出」に改め、同条中「、その他委員会規則の定める理由」を「その他規則で定める事由」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第23条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「当たることを適当と」を「当たることが適当であると」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に、「第10条第2項、及び第3項」を「第10条第2項及び第3項」に改める。

第24条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第24条の2中「教育委員会」を「知事」に、「当たることを適当と」を「当たることが適当であると」に改める。

第25条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「必要のあるもの」を「必要があるもの」に改める。

第26条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第27条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改める。

第28条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会は、前項の」を「知事は、前項の規定による」に改める。

第29条第3項中「の無形民俗文化財」を「の無形の民俗文化財」に改める。

第30条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に、「教育委員会」を「知事」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第31条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改める。

第32条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会が」を「知事が」に、「第1項の教育委員会」を「第1項の規定による知事」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項の規定による」に、「第14条第3項の」を「第14条第3項の規定に基づき」に改める。

第33条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「当該指定をしようとする者」を「当該指定をしようとするもの」に改め、同条第3項中「指定をしようとする者」を「指定をしようとするもの」に改める。

第34条第1項中「理由」を「事由」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第35条第1項中「委員会規則の」を「規則で」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条中「これに基づく委員会規則及び教育委員会」を「この条例に基づく規則及び知事」に改める。

第38条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第39条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改め、同条第6項中「すべてが」を「全てが」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第40条の見出し中「氏名変更等」を「氏名変更等の届出」に改める。

第41条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「必要と」を「必要があると」に、「当たることを相当と」を「当たることが相当であると」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第42条中「教育委員会」を「知事」に、「当たることを相当と」を「当たることが相当であると」に改める。

第43条中「教育委員会に」を削る。

第44条及び第45条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第47条第1項中「これを」を削り、同条第2項中「審議会の会務を総理する」を「会務を総理し、審議会を代表する」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に改める。

第48条第1項中「審議会」を「審議会の会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、同条第3項中「審議会」を「会議」に、「会議を開き、」を「議事を開き、及び」に改め、同条第4項中「審議会」を「会議」に改める。

第49条中「委員会規則の」を「規則で」に改める。

第53条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第55条中「第55条第1項」を「第55条第10項の規定により適用する同条第1項」に、「この条例及びこの条例の施行のための委員会規則に基づく教育委員会」を「及びこの条例に基づく知事」に改め、同条第1号中「教育委員会」を「知事」に、「受理」を「受理（法の規定により知事を経由すべきものにあつては、知事を経由するための市町村の経由を含む。）」に改め、同条第2号中「教育委員会」を「知事」に、「告知」を「告知（法の規定により知事を経由すべきものを含む。）の経由」に改め、同条第3号を削る。

第56条の見出し中「委員会規則への」を削り、同条中「この条例に定めるもののほ

か、この条例の施行について」を「この条例の施行に関し」に、「委員会規則」を「規則」に改める。

(高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会は」を「知事は」に、「教育委員会が適当と」を「知事が適当であると」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第9条各号に掲げる書類の提出を求め、第10条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

第3条第1項第1号中「に規定する」を「第3条に規定する」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第5条中「次条」を「次条第1項第1号」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 利用者は、センターの秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

第9条中「、教育委員会規則」を「、規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第2号中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第10条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第11条中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第1号中「利用状況」を「利用等の状況」に改め、同条第3号中「教育委員会が必要であると」を「知事が必要があると」に改める。

第12条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第14条中「教育委員会は、次に掲げる場合には」を「知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は」に改める。

第15条中「設備等」を「センターの設備等」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

高知県部設置条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の分掌事務の一部を変更する組織改編をしようとするものである。

新 旧 照 表 対 照 表
新 旧 対 照 表

高知県設置条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、高知県に総務部、危機管理部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化生活スポーツ部、産業振興推進部、中山間振興・交通部、商工労働部、観光振興部、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部及び土木部を置き、次の事務を分掌させる。

- (1) 総務部
- ア 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 議会及び県の行政一般に関する事項
- ウ 広報広聴に関する事項
- エ 職員に関する事項
- オ 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- カ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- キ 情報化の推進に関する事項
- ク その他他部の主管に属しない事項
- (2)～(4) 略
- (5) 文化生活スポーツ部
- ア 文化振興に関する事項
- イ 国際交流に関する事項
- ウ 私立学校及び大学に関する事項

高知県設置条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、高知県に総務部、危機管理部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化生活スポーツ部、産業振興推進部、中山間振興・交通部、商工労働部、観光振興部、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部及び土木部を置き、次の事務を分掌させる。

- (1) 総務部
- ア 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 議会及び県の行政一般に関する事項
- ウ 広報広聴に関する事項
- エ 職員に関する事項
- オ 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- カ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- キ 情報化の推進に関する事項
- ク 総計その他他部の主管に属しない事項
- (2)～(4) 略
- (5) 文化生活スポーツ部
- ア 文化振興に関する事項
- イ 国際交流に関する事項
- ウ 私立学校及び大学に関する事項

エ 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事項
オ スポーツ振興に関する事項
カ 文化財の保護に関する事項
(6) 産業振興推進部
ア 産業振興の総合的な企画及び調整に関する事項
イ 地域振興に関する事項
ウ 統計に関する事項
(7)～(13) 略

エ 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事項
オ スポーツ振興に関する事項
(6) 産業振興推進部
ア 産業振興の総合的な企画及び調整に関する事項
イ 地域振興に関する事項
(7)～(13) 略

新 旧 対 照 表
高知県文化財保護条例（抜粋）

新 高知県文化財保護条例（抜粋）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の施行に關し必要な事項を定めるとともに、法第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、高知県の区域内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的遺産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（第4条において「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で住民の生活の推移の理解のため欠くことのできない

旧 高知県文化財保護条例（抜粋）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるとともに、法第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、高知県の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的遺産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で住民の生活の推移の理解のため欠くことのできない

もの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋、峡谷、湖沼、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（第30条第1項において「記念物」という。）

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 知事は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 県保護有形文化財 （指定等）

第4条 知事は、県の区域内に存する有形文化財のうち重要なものを高知県保護有形文化財（以下「県保護有形文化財」）という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合には、知事は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をする場合には、知事は、あらかじめ、第43条の規定により設置された高知県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

もの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋、峡谷、湖沼、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 県保護有形文化財 （指定等）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財のうち重要なものを高知県保護有形文化財（以下「県保護有形文化財」）という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、高知県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

4・5 略

6 第1項の規定による指定をしたときは、知事は、当該県保有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 知事は、県保有形文化財が県保有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、知事は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による県保有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに県保有形文化財の指定書を知事に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務)

第6条 県保有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び知事の指示に従い、県保有形文化財を管理しなければならない。

(管理団体による管理)

第6条の2 県保有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、知事は、適当な市町村その他の法人を指定して、当該県保有形文化財の保

4・5 略

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県保有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、県保有形文化財が県保有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項の規定において準用する前条第4項の規定による県保有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに県保有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務)

第6条 県保有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこれに基づく高知県教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び教育委員会の指示に従い、県保有形文化財を管理しなければならない。

(管理団体による管理)

第6条の2 県保有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な市町村その他の法人を指定して、当該県保有形文化

存のため必要な管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をする場合には、知事は、あらかじめ、当該保護有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3～5 略

6 管理団体には、前条の規定を準用する。

第6条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、知事は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、第4条第5項及び前条第3項の規定を準用する。

第6条の4 略

(所在の変更の届出)

第7条 県保護有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、県保護有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を知事に届けなければならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(所有者等の変更の届出)

第8条 県保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

2 県保護有形文化財の所有者又は管理団体は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所の所在地を変更したときは、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、当該保護有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3～5 略

6 管理団体には、第6条の規定を準用する。

第6条の3 前条第1項に規定する理由が消滅した場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第4条第5項の規定を準用する。

第6条の4 略

(所在の変更)

第7条 県保護有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、県保護有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届けなければならない。ただし、委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(所有者の変更等)

第8条 県保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届けなければならない。

2 県保護有形文化財の所有者又は管理団体は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所の所在地を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届けなければならない。

(滅失、損傷等の届出)

第9条 県保護有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、県保護有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

(管理又は修理の補助等)

第10条 県保護有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、県保護有形文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の規定に基づき補助金を交付する県保護有形文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又はその交付を取り消すものとする。

(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 略

(滅失、損傷等)

第9条 県保護有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、県保護有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届けなければならない。

(管理又は修理の補助等)

第10条 県保護有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、県保護有形文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する県保護有形文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号の一に該当すると認める場合には、当該補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又はその交付を取り消すものとする。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又は委員会規則に違反したとき。

(2) 略

(3) 前条第2項の規定に基づく指示又は同条第3項の規定に基づく指揮監督に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県保護有形文化財の管理が適当でないため、県保護有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、知事は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を勧告することができる。

2 県保護有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができ

15

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のため必要とする費用は、その全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定に基づき県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第3項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 県が、管理又は修理に關し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定に基づき補助金を交付し、又は前条第3項の規定に基づき費用を負担した県保護有形文化財のその当時の所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第3項において「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県保護有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額から当

(3) 前条第2項の指示又は同条第3項の指揮監督に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県保護有形文化財の管理が適当でないため、県保護有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を勧告することができる。

2 県保護有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、修理について必要な勧告をすることができ

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のため必要とする費用は、その全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第3項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 県が、管理又は修理に關し必要な措置（この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した県保護有形文化財のその当時の所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（この条において「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県保護有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額から当該修理

該修理等が行われた後当該県保護有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を、県に納付しなければならぬ。

2 前項に規定する「当該補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県保護有形文化財又はその部分につき知事が個別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県保護有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県保護有形文化財が所有者等の責めに帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合には、知事は、納付金額の全部又は一部を免除することができる。
（現状変更等の制限）

第14条 県保護有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 知事は、第1項の規定により許可を与える場合において、当該許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に

等が行われた後当該県保護有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を、県に納付しなければならぬ。

2 前項に規定する「当該補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県保護有形文化財又はその部分につき教育委員会が個別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県保護有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分のあるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県保護有形文化財が所有者等の責に帰することのできない理由により著しくその価値を減じた場合には、知事は、納付金額の全部又は一部を免除することができる。
（現状変更等の制限）

第14条 県保護有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の規定により許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼ

関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の規定による許可を受けた者が前項の規定に基づく許可の条件に従わなかったときは、知事は、当該許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 第1項の規定による許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の規定に基づき許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 県保護有形文化財を修理しようとするときは、県保護有形文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定に基づき補助金の交付を受け、第12条第2項の規定による勧告を受け、又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 知事は、県保護有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第16条 知事は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、6月以内の期間を限って知事が行う公開の用に供するため、当該県保護有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、3月

す行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の規定による許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 県保護有形文化財を修理しようとするときは、県保護有形文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付を受け、第12条第2項の規定による勧告を受け、又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、県保護有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、6箇月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該県保護有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県保護有形文化財の所有者又は管理団体に対

以内の期間を限って当該県保護有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 知事は、第1項の規定により県保護有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県保護有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 知事は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県保護有形文化財の管理に必要な指示をすることができる。

6 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県保護有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、県は、その所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理団体の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

第17条 略

(報告)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、県保護有形文化財の所有者又は管理団体から当該県保護有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継等)

第19条 県保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県保護有形文化財に関しこの条例の規定に基づく勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2・3 略

し、3箇月以内の期間を限って当該県保護有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により県保護有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県保護有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

5 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県保護有形文化財の管理に必要な指示をすることができる。

6 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県保護有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、県は、その所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理団体の責に帰すべき理由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

第17条 略

(報告)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県保護有形文化財の所有者又は管理団体から当該県保護有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継等)

第19条 県保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県保護有形文化財に関しこの条例に基づく勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2・3 略

第3章 県保護無形文化財
(指定等)

第20条 知事は、県の区域内に存する無形文化財のうち重要なものを高知県保護無形文化財（以下「県保護無形文化財」）という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、知事は、当該保護無形文化財の保持者又は保持団体（県保護無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定をした後においても当該保護無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加して認定することができる。

4 第1項の規定による指定又は前2項の規定による認定をする場合には、知事は、あらかじめ、第43条の規定により設置された高知県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

5 略
(解除)

第21条 知事は、県保護無形文化財が県保護無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 知事は、県保護無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認

第3章 県保護無形文化財
(指定等)

第20条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財のうち重要なものを高知県保護無形文化財（以下「県保護無形文化財」）という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、教育委員会は、当該県保護無形文化財の保持者又は保持団体（県保護無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても当該県保護無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加して認定することができる。

4 第1項の規定による指定又は前2項の規定による認定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、高知県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

5 略
(解除)

第21条 教育委員会は、県保護無形文化財が県保護無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 教育委員会は、県保護無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、当該保持者又は保持団

定を解除することができる。

3～5 略

6 前項の場合には、知事は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 県保護無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、県保護無形文化財の保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、当該県保護無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を高知県公報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第22条 県保護無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則で定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第23条 県保護無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県保護無形文化財について、知事は、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるも

体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護無形文化財の保持者として認定された者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 県保護無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、県保護無形文化財の保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、当該県保護無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を高知県公報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第22条 県保護無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他委員会規則の定める理由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第23条 県保護無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県保護無形文化財について、教育委員会は、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることが

のとし、県は、県保護無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることが適当であると認めるとき、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の交付をする場合には、第10条第2項及び第3項並びに第11条の規定を準用する。

(公開)

第24条 知事は、県保護無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県保護無形文化財の公開を勧告することができる。

2 略

(保存に関する助言又は勧告)

第24条の2 知事は、県保護無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることが適当であると認めるときに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県保護無形文化財以外の無形文化財に対する補助)

第25条 知事は、県保護無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 略

第4章 県保護有形民俗文化財及び県保護無形民俗文化財

(指定)

第26条 知事は、県の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを高知県保護有形民俗文化財(以下「県保護有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち重要なものを高知県

できるものとし、県は、県保護無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることが適当と認めるときに対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金の交付をする場合には、第10条第2項、及び第3項並びに第11条の規定を準用する。

(公開)

第24条 教育委員会は、県保護無形文化財の保持者又は保持団体に対し、県保護無形文化財の公開を勧告することができる。

2 略

(保存に関する助言又は勧告)

第24条の2 教育委員会は、県保護無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることが適当と認めるときに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県保護無形文化財以外の無形文化財に対する補助)

第25条 教育委員会は、県保護無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 略

第4章 県保護有形民俗文化財及び県保護無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを高知県保護有形民俗文化財(以下「県保護有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち重要なものを

保護無形民俗文化財（以下「県保護無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2～4 略

（解除）

第27条 知事は、県保護有形民俗文化財又は県保護無形民俗文化財が県保護有形民俗文化財又は県保護無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2～6 略

（現状変更等の届出等）

第28条 県保護有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届けなければならない。

2 県保護有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の規定による届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

（準用規定）

第29条 略

2 略

3 県保護無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の保護には、第25条の規定を準用する。

第5章 埋蔵文化財

（譲与等）

第29条の2 略

第6章 県史跡名勝天然記念物

高知県保護無形民俗文化財（以下「県保護無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2～4 略

（解除）

第27条 教育委員会は、県保護有形民俗文化財又は県保護無形民俗文化財が県保護有形民俗文化財又は県保護無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2～6 略

（現状変更等の届出）

第28条 県保護有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届けなければならない。

2 県保護有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

（準用規定）

第29条 略

2 略

3 県保護無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の保護には、第25条の規定を準用する。

第5章 埋蔵文化財

（譲与等）

第29条の2 略

第6章 県史跡名勝天然記念物

(指定)

第30条 知事は、県の区域内に存する記念物のうち重要なものを高知県史跡、高知県名勝又は高知県天然記念物（以下「県史跡名勝天然記念物」）と総称する。）に指定することができる。

2 略

3 前項において準用する第4条第4項の規定により通知する場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情があるとき又は県史跡名勝天然記念物の所有者が判明しないときは、知事は、回項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該県史跡名勝天然記念物の存する市町村の事務所の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に回項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第31条 知事は、県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 略

(現状変更等の制限)

第32条 県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(指定)

第30条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物のうち重要なものを高知県史跡、高知県名勝又は高知県天然記念物（以下「県史跡名勝天然記念物」）と総称する。）に指定することができる。

2 略

3 前項において準用する第4条第4項の規定により通知する場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情があるとき、又は県史跡名勝天然記念物の所有者が判明しないときは、教育委員会は、回条回項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該県史跡名勝天然記念物の存する市町村の事務所の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に回条回項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第31条 教育委員会は、県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 略

(現状変更等の制限)

第32条 県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 第1項の規定により知事が許可を与える場合には第14条第3項の規定を、第1項の規定による知事の許可を受けた者が当該許可の条件に従わなかった場合には同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第14条第3項の規定に基づき許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。
(指定団体による管理)
- 第33条 県史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、知事は、適当な市町村その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）を指定して、当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をする場合には、知事は、あらかじめ、当該指定をしようとするものの同意を得なければならぬ。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとするものに通知して行う。
- 4 略
- 第34条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、知事は、同項の規定による指定を解除すること

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。
- 3 第1項の規定により教育委員会が許可を与える場合には第14条第3項の規定を、第1項の教育委員会の許可を受けた者がその許可の条件に従わなかった場合には同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。
(指定団体による管理)
- 第33条 県史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な市町村その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）を指定して、当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、当該指定をしようとする者の同意を得なければならぬ。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする者に通知して行う。
- 4 略
- 第34条 前条第1項に規定する理由が消滅した場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、同項の規定による指定を解除す

ができる。

2 略

第35条 第33条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定団体」という。）は、規則で定める基準により、県史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、指定団体は、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

3～5 略

（所有者等による管理）

第36条 指定団体がある場合を除いて、県史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び知事の指示に従い、県史跡名勝天然記念物を管理しなければならない。

（準用規定）

第37条 略

第7章 県選定保存技術

（選定等）

第38条 知事は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないものうち保存の措置を講ずる必要があるものを高知県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定をするに当たっては、知事は、当該県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存するこ

ることができる。

2 略

第35条 第33条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定団体」という。）は、委員会規則の定める基準により、県史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、指定団体は、速やかにその旨を教育委員会に届けなければならない。

3～5 略

（所有者等による管理）

第36条 指定団体がある場合を除いて、県史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県史跡名勝天然記念物を管理しなければならない。

（準用規定）

第37条 略

第7章 県選定保存技術

（選定等）

第38条 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないものうち保存の措置を講ずる必要があるものを高知県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定をするに当たっては、教育委員会は、当該県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存

とを主たる目的とする団体（一般財団法人及び法人でない財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 略

(解除)

第39条 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、県選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 前条第2項の規定による認定が保持者のみになされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の規定による認定が保存団体のみになされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）同項の規定による認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を高知県公報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第40条 県選定保存技術の保持者及び保存団体の氏名変更等には、

することを主たる目的とする団体（一般財団法人及び法人でない財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 略

(解除)

第39条 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、県選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、当該保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 前条第2項の規定による認定が保持者のみになされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の規定による認定が保存団体のみになされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）同項の規定による認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を高知県公報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第40条 県選定保存技術の保持者及び保存団体の氏名変更等には、

第22条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第41条 県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、知事は、自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他県選定保存技術の保存のために必要があると認められるものについて適当な措置を執ることができるとし、県は、県選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることが適当であると認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定に基づき補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第3項並びに第11条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第42条 知事は、県選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることが適当であると認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 高知県文化財保護審議会

(設置)

第43条 法第190条第1項の規定に基づき、高知県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第44条 審議会は、知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議する。

第22条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第41条 県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、教育委員会は、自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他県選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができるとし、県は、県選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることが適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第3項並びに第11条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第42条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることが適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 高知県文化財保護審議会

(設置)

第43条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に高知県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第44条 審議会は、教育委員会の諮問に依りて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第45条 略

2 略

3 委員及び臨時委員は、知事が任命する。

(任期)

第46条 略

(会長及び副会長)

第47条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第48条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第49条 審議会に、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

(組織)

第45条 略

2 略

3 委員及び臨時委員は、教育委員会が任命する。

(任期)

第46条 略

(会長及び副会長)

第47条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第48条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第49条 審議会に、委員会規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

第50条 略

第9章 罰則

第51条・第52条 略

第53条 第14条又は第32条の規定に違反して、知事の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県保護有形文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 略

第10章 雑則

(事務処理の特例)

第55条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第10項の規定により適用する同条第1項の規定に基づき、法、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）及びこの条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、市町村が処理することとする。

(1) 法及びこの条例の規定により知事に提出すべき書類等の受理（法の規定により知事を經由すべきものにあつては、知事を經由するための市町村の經由を含む。）

(2) 法及びこの条例の規定により知事が行うべき処分の告知（法の規定により知事を經由すべきものを含む。）の經由

第50条 略

第9章 罰則

第51条・第52条 略

第53条 第14条又は第32条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県保護有形文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 略

第10章 雑則

(事務処理の特例)

第55条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、法、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）、この条例及びこの条例の施行のための委員会規則に基づく教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、市町村が処理することとする。

(1) 法及びこの条例の規定により教育委員会に提出すべき書類等の受理

(2) 法及びこの条例の規定により教育委員会が行うべき処分の告知

(3) 前2号に掲げるもののほか、法及びこの条例の施行に係る事務のうち、委員会規則に基づく事務であつて別に委員会規則で定めるもの

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会規則への委任)

第56条 この条例に定めるものほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

新 照 表 対 照 表 旧

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例
(抜粋)

(設置)

第1条 埋蔵文化財を調査研究し、及び保存するとともに、公開し、及び活用することにより、埋蔵文化財に関する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）を南国市に設置する。

(指定管理者による管理等)

第2条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、センターの適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第9条各号に掲げる書類の提出を求め、第10条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

(休館日)

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例
(抜粋)

(設置)

第1条 埋蔵文化財を調査研究し、及び保存するとともに、公開し、及び活用することにより、埋蔵文化財に関する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）を南国市に設置する。

(指定管理者による管理等)

第2条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、センターの適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育委員会が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(センターの利用)

第5条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターに保存されている埋蔵文化財及び保管されている埋蔵文化財に関する資料（次条第1項第1号において「埋蔵文化財等」という。）の観覧、閲覧、撮影又は模写等を行うことができる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの施設、設備若しくは埋蔵文化財等（以下「設備等」という。）を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

第3条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(センターの利用)

第5条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターに保存されている埋蔵文化財及び保管されている埋蔵文化財に関する資料（次条において「埋蔵文化財等」という。）の観覧、閲覧、撮影又は模写等を行うことができる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの施設、設備若しくは埋蔵文化財等（以下「設備等」という。）を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 利用者は、センターの秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第7条 利用者又は指定管理者は、故意又は過失によりセンターの設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

33

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第10条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)・(2) 略

(2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(損害賠償義務)

第7条 利用者又は指定管理者は、故意又は過失によりセンターの設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第10条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができると。

(4) 略

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第13条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況及び利用者の利用等の状況

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第12条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じ

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。

(4) 略

2 教育委員会は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(指定管理者の指定等)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第13条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために教育委員会が必要であると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第12条 教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要

て臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができ。

(指定の取消し等)

第13条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

(1)～(3) 略

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第13条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第16条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定

に依りて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができ。

(指定の取消し等)

第13条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

(指定等の告示)

第14条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

(1)～(3) 略

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第13条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった設備等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第16条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定

の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

高知県部設置条例の一部を改正する条例議案 参考資料

令和4年度 主な組織機構改革の概要（案）

（教育委員会所管事務に係るものを抜粋）

■文化振興と文化財保護の連携強化

貴重な文化財の次世代への確実な継承に向け、文化財の保存と活用に関する取組を文化芸術や地域振興等の取組と一体的に執行できるよう、文化財の保護に関する業務を教育委員会から知事部局（文化生活スポーツ部）に移管する。

高知県部設置条例の一部を改正する条例議案の附則による改正

■主な改正内容

- ・各条例中「教育委員会」を「知事」に改める
- ・各条例中「委員会規則」を「規則」に改める 等

1	文化財保護条例	2	高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例の目的（第1条） <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法の施行について必要な事項を定める ・国指定等以外の文化財で、高知県内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化の向上に資すること ■ 文化財の定義（第2条） ■ 県指定等文化財の保護（第2章～第7章） <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の指定、解除、管理に関する規定 ・所在の変更、所有者の変更、滅失・損傷等、補助、現状変更、修理の届出、公開、報告など手続・許可に関する規定 ■ 文化財保護審議会（第8章） <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査、審議、建議する審議会の設置 ・審議会の任務、組織、任期、会議の運営等 ■ 罰則（第9章） ■ 雑則（第10章） 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例の目的（第1条） <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財を調査研究し、及び保存するとともに、公開し、及び活用することにより、埋蔵文化財に関する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センターを設置 ■ 指定管理者による管理（第2条） ■ 休館日（第3条） ■ 利用時間（第4条） ■ センターの利用内容（第5条） ■ 利用者の遵守事項（第6条） ■ 指定管理者の選定及び業務等（第7条～第17条）